

●香川県告示第279号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712000250	まごころ (変更前) 高松市中央町17番30号 (変更後) 高松市松並町802番地1	特定非営利活動法人長寿社会支援協会 (変更前) 高松市中央町17番30号 (変更後) 高松市松並町802番地1	平成19年4月1日	居宅介護 重度訪問介護
3712012040	児童デイサービスすまいる (変更前) 善通寺市生野本町1丁目9-15 (変更後) 善通寺市文京町2丁目2番地2	特定非営利活動法人子育てネットくすくす (変更前) 善通寺市生野本町1丁目9-15 (変更後) 善通寺市文京町2丁目2番地2	平成19年4月1日	児童デイサービス
3712000466	常磐介護支援サービス (変更前) 高松市上之町1丁目7番10号 (変更後) 高松市紙町595番地1	株式会社常磐タクシー (変更前) 高松市上之町1丁目7番10号 (変更後) 高松市紙町595番地1	平成18年12月18日	居宅介護 重度訪問介護
3714000019	常磐介護支援サービス琴平 仲多度郡琴平町榎井856番地	株式会社常磐タクシー (変更前) 高松市上之町1丁目7番10号 (変更後) 高松市紙町595番地1	平成18年12月18日	居宅介護 重度訪問介護